

進路だより

群馬県立しろがね特別支援学校

平成29年10月27日（金）

◆障害福祉サービス利用までの流れ（高3生向け）

高3生が卒業後に障害福祉サービス事業等（生活介護・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型、入所施設等）を利用する場合、居住地の市町村役場へ「利用申込書」を提出しなければなりません。サービス利用までの流れを表にまとめました。

期日	サービス利用までの流れ
11月10日まで	高3希望者による利用申込書の提出 ・通所施設は第3希望まで、入所施設は5カ所まで選ぶことができる。 ・見学や実習を行っていない施設は、希望することができない。
12月1日まで	市町村による利用申込の結果提出 ・市町村は利用申込書を取りまとめて、それぞれの事業所へ提出する。
12月15日まで	事業所による利用受け入れの判断・連絡 ・事業所はサービス提供に係わる判断を行い、受け入れ状況を市町村へ連絡する。 ・事業所は、利用希望者の希望する順位を踏まえサービス提供の判断を行うものとする。
12月15日以降	利用受け入れの判断の連絡 ・市町村は、サービス提供に係わる事業所の受け入れ状況を、利用希望者および学校などへ連絡する。
12月15日以降 1月 2月	サービス等利用計画案の作成 ・利用希望者は、利用する事業所に障害福祉サービスを利用することを連絡する。 ・利用希望者は、利用に必要な「サービス等利用計画案」の作成を相談支援事業所に依頼する。 ・依頼を受けた相談支援事業所は「サービス等利用計画案」を作成し、市町村へ提出する。 ・提出された市町村は、障害福祉サービス受給者証を利用希望者へ送付する。
3月以降	サービス利用開始 ・サービス提供事業所との契約を経てサービスの利用を開始する。

◆（株）ビル・メンより講師の方をお招きし、清掃講習会をしました。



- ・ダスタークロスで床を拭いた後は、たくさんのゴミがとれました。クロスを付属の刷毛できれいにして、何回か使用します。裏面も使用できます。
- ・スポンジ付きスクイジーを使用し、窓ガラスや鏡の清掃のやり方の演習もしました。